

9月市議会 8月31日開会 日本共産党議員団 市民要求実現と市政チェックへ全力

9月市議会の主な議題は、昨年度(2022年度)決算審査と物価高騰対策を中心とした9月補正予算の審議です。

この議会から本会議に加え、各委員会のリアルタイムでのネット中継が始まります。
参加委員会の開催日時は裏面の議会日程表をご覧ください。

天神川堤防決壊災害 兵庫県が責任認め、全面保障表明。

兵庫県は、8月7日記者会見を行い、県の実施した「調査委員会」の結論を受け、責任を認め謝罪し、被災者への全面的な補償を表明しました。

8月23日には県の「保障委員会」が被災者への補償の基準を提言しました。
これを受けて県は9月から被災者の方々に個別に保障の交渉を始めます。

天神川氾濫災害補償委員会の県への提言(要旨)

1 天神川の河川改修工事の実施に伴い、安全確保に対する十分な配慮を欠いたことにより、本件工事施工箇所が本来備えるべき安全性を低下させ、本件災害を引き起こしたと考えられることから、国家賠償法第2条第1項の規定に基づき、河川管理者である兵庫県は、被災者に対し、その損害額を賠償すべきであると考えます。

2 損害額の把握の方法については、以下のとおり算定すべき

- (1)建物、動産、自動車等の損害は、原状に修復するのに必要な費用を基本として算定し、修復できないものは同等品の現在価値を基本として算定する。
- (2)商品等の損害は、製造原価等を基本として算定する。
- (3)身体等の損害は、治療費及び入・通院に要した費用を基本として算定する。
- (4)営業休止による損害は、その間に得たであろう収益を基本として算定する。
- (5)その他の損害は、浸水被害の状況に応じて、適切な費用を算定する。

これを受け、県河川整備課の八尾昌彦課長らが8日に会見して謝罪。補償方針を説明しました。補償委員会が23日に算定基準を決めた後、県がそれに基づいて賠償額を定め、9月にも被災者に個別説明を始める予定。

県は浸水区域内にある建物や車など88件について、被害状況の調査を進めています。現時点で58件の被害が確認され、残り30件は調査中。

今後、区域外でも申し出があれば調査する予定です。

補償を受けるには来年5月8日までに申告する必要があります。

斎藤知事は「県の監督不十分だったと同時に、大きな過失だ」と謝罪。事業者の施工計画書の不備を見逃したことを受け「再発防止策として職員の確認技術の向上も大切だ」と発言しました。

日本共産党
伊丹市議員団
ニュース

伊丹市千禧1-1
784-8114
(直通)

第412号
発行
2023年
9月1日



補償に関する疑問など
お気軽に相談ください。

議員団控室電話
072-784-8114



服部よしひろ かしば ふみ
090-9044-0925 090-5464-9733

日本共産党伊丹市議会議員団
<https://jcp-itami.org/>



9月議会の日程は下記です。

今議会から委員会の質疑もネット中継が始まります。

そのうち、日本共産党議員団の出席会議は

5日（火）10時から補正予算案質疑 14日（木）代表質問 15日（金）からの個人質問
22日（金）25日（月）26日（火）27（水）の決算特別委員会などです。

令和5年第4回伊丹市議会定例会日程(案)

月	日	曜日	会 議		備 考
			本 会 議	委 員 会	
8	31	木	第 1 日 (招 集 日)		提案説明
9	1	金			
	2	(土)			
	3	(日)			
	4	月			
	5	火	第 2 日		補正予算等質疑・常任委員会付託
	6	水	(予 備 日)		
	7	木		総務政策常任委員会	
	8	金		文教福祉常任委員会	
	9	(土)			
	10	(日)			
	11	月		都市企業常任委員会	
	12	火		(予 備 日)	
	13	水	第 3 日		代表質問
	14	木	第 4 日		代表質問
	15	金	第 5 日		個人質問
	16	(土)			
	17	(日)			
	18	(月)			
	19	火	第 6 日		個人質問
	20	水	第 7 日	決算審査特別委員会	個人質問、特別委員会設置・付託 補正予算等報告・議決
21	木	(予 備 日)			
22	金		決算審査特別委員会	総務政策分科会	
23	(土)				
24	(日)				
25	月		決算審査特別委員会	総務政策分科会	
26	火		決算審査特別委員会	文教福祉分科会	
27	水		決算審査特別委員会	都市企業分科会	
28	木		決算審査特別委員会		
29	金				
30	(土)				
10	1	(日)			
	2	月			
	3	火			
	4	水		決算審査特別委員会	
	5	木			
	6	金			
	7	(土)			
	8	(日)			
	9	(月)			
	10	火			
	11	水	第 9 日 (最 終 日)		報告・議決